

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成23年(行ナ)第11号
決定日	平成23年3月9日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	須藤正彦 古田佑紀 竹内行夫 千葉勝美
当事者等	申立人 比留間 哲生 申立人 長谷川 誠二 申立人 柴田 哲夫 申立人 永田 親義
対象事件の表示	最高裁判所平成22年(行ツ)第363号(平成23年1月14日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを棄却する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ては、上記の対象事件の決定に所論の民訴法349条2項、338条1項所定の再審事由があるものとは認められないから、棄却を免れない。

平成23年3月9日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 後藤 照幸 (印)

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 後藤 照幸

